

成年後見制度利用促進基本計画

素案

1 策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人に対し、権利や財産が損なわれないように、裁判所によって選任された成年後見人などが本人の財産の管理、福祉サービスやその他の契約などを行い、生活を保護し支援する制度です。

平成12年の制度開始以降、認知症高齢者等の増加に伴いその重要性が高まる一方で、制度の複雑さや金銭的な負担などから、なかなか周知されにくい面もありました。

国は、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年には令和3年度までの5年間を計画期間とした「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。この計画では、利用者がメリットを実感できる制度への改善を進め、全国どの地域でも成年後見制度を必要とする人が利用できる体制整備を進めることとしています。

また、国は令和4年度から令和8年度までの第2期成年後見制度利用促進基本計画を策定し、権利擁護支援のネットワークを一層充実させることが求められています。

市町村においては、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

宮代町においても、こうした国の動向に対応して、成年後見制度の利用が必要な人も地域社会の一員として住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、権利擁護支援における地域ネットワークを構築することで「地域共生社会」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条の当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

また、成年後見制度の主な利用対象者は「認知症高齢者」「知的障がい者」「精神障がい者」であり、その領域は「みやしろ健康福祉プラン-高齢者-」で定める高齢者福祉・介護保険の分野と「みやしろ健康福祉プラン-障害者編-」で定める障がい者福祉の両分野にわたるため、これらを包含する「宮代町地域福祉計画」において一体的に策定することにより、横断的・重層的な支援を踏まえた施策に

つながることを見込みます。

なお、本計画の期間は「宮代町地域福祉計画」と同様に、令和6年度から令和11年度の6年間とします。

3 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、ご本人の権利を守る援護者（成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

(1)法定後見制度

法定後見制度は、判断能力が既に低下している人に対する制度です。家庭裁判所に対して、判断能力が不十分であり、代理人による支援（成年後見人等）が必要である旨を申立することで、家庭裁判所がその状況を判断し、最も適任とする人を選任します。

判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」と3つに区分されており、その区分により代理人（後見人等）が行える行為の範囲が異なります。

家庭裁判所に申立ができるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族等とされています。

【法定後見制度の3種類】

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が常に欠けている人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
選任される代理人	後見人	保佐人	補助人

(2)任意後見制度

任意後見制度は、判断能力が低下した場合に備えて、判断能力が十分あるうちに、あらかじめ自身で選んだ任意後見人と契約を交わしておきます。契約内容は、判断能力が低下した場合に自分に代わってしてもらいたいことを決めておきます。本人の判断能力が低下した際には、家庭裁判所に申立を行い、任意後見監督人を選任してもらいます。契約していた任意後見人は家庭裁判所による任意後見監督人の選任がされたのち効力が生じます。

また、任意後見人が行うことができるのは、あらかじめ契約にて取り決めた事項のみです。

4 宮代町の成年後見制度について

宮代町を管轄するさいたま家庭裁判所久喜出張所の管内には久喜市・加須市・幸手市・白岡市・宮代町の5市町があります。

さいたま家庭裁判所久喜出張所管内の成年後見制度（累計）利用者数一覧

本人の住所		法定後見合計	後見	保佐	補助
久喜市	令和3年度	150	129	20	1
	令和4年度	157	134	22	1
加須市	令和3年度	109	75	29	5
	令和4年度	114	78	28	8
幸手市	令和3年度	75	66	7	2
	令和4年度	79	67	10	2
白岡市	令和3年度	52	40	9	3
	令和4年度	51	40	9	2
宮代町	令和3年度	32	22	8	2
	令和4年度	30	23	5	2

集計期間：令和3年1月1日～令和3年12月31日

令和4年1月1日～令和4年12月31日

出典：さいたま家庭裁判所 令和3・4年度市区町村別成年後見制度利用者一覧表（管内別・類型別）

5 町長申立てについて

成年後見制度では、申立ることができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族などとされています。しかしながら、身寄りが無い場合や4親等内の親族はいるものの、様々な理由で申立てに協力出来ない場合、また、虐待事案等で早急に申立てが必要な場合などには、市町村長が申立てを行うことができるとされています。

さいたま家庭裁判所久喜出張所管内の令和4年成年後見申立て件数一覧

	件数
久喜市	10
加須市	2
幸手市	1
白岡市	2
宮代町	1

集計期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日

出典：令和年度埼玉県成年後見利用促進取組状況調査

6 宮代町の現状について

宮代町の高齢者人口は、65歳～74歳の前期高齢者は年々減少していますが、75歳以上の後期高齢者は年々増加し、令和12年には65歳以上の高齢者人口の65.5%を占めることが見込まれます。

また、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、ともに増加傾向にあります。

宮代町の高齢者人口及び障害者手帳所持者数等の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者人口(65歳以上)	11,034	11,045	10,974
うち要介護・要支援認定者数	1,735	1,818	1,847
療育手帳所持者数	282	288	298
精神障害者保健福祉手帳所持者数	304	334	372

集計期間：高齢者人口、要介護・要支援認定者数は各年10月1日時点

療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は各年4月1日時点

65歳以上の5人に1人が認知症になると言われていますが、高齢者人口の増加に伴って認知症を発症する人の数も増えてきています。療育手帳所持者数は微増傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向ですが、知的障害者の平均年齢が上昇すれば、今まで面倒を見ていた親の年齢も上がり、出来ない事も増えてきますので、成年後見制度の需要はさらに高まると予想されます。

7 成年後見制度の認知状況について

町では、成年後見制度に対する地域住民の理解度を量るため、アンケート調査を実施しました。

(1) 障がい者アンケート

令和4年度に実施した「障がい福祉に関するアンケート調査」及び「地域福祉に関するアンケート調査」において、成年後見制度の利用状況について調査しました。

【成年後見制度を利用していますか。または、今後利用したいと思いますか】

	・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神書障害者保健福祉手帳所持者 ・指定難病医療受給者	・町内在住の18歳以上の男女
すでに利用している	1.0%	0.9%
今は必要ないが、将来必要となったら利用したい	24.8%	29.9%
利用したいと思わない	23.3%	25.5%
わからない	36.2%	39.7%
無回答	14.7%	4.0%

障がい者全体と18歳以上の住民のいずれも「わからない」と回答した人の割合が最も多く、4割弱を占めています。

(2) 高齢者アンケート

令和4年度に実施した「みやしろ健康福祉プラン高齢者編策定に伴うアンケート調査」では、成年後見制度について、高齢者を対象に以下の質問項目を設け調査をしました。

【成年後見制度をご存じですか】

	一般高齢者	要支援認定者・事業対象者
知っている	27.2%	19.3%
聞いたことがある	44.3%	44.2%
知らない	23.7%	32.5%
無回答	4.8%	4.0%

成年後見制度の認知度については、「聞いたことがある」と「知らない」と回答した人の割合を合わせると 6 割を超え、制度の周知が必要なのがわかります。

【あなた自身が認知症などで判断が十分にできなくなったとき、成年後見制度を利用したいと思いますか】

	一般高齢者	要支援認定者・事業対象者
はい	13.8%	13.6%
いいえ	43.0%	43.3%
わからない	38.7%	35.5%
無回答	4.5%	7.6%

成年後見制度を利用したいかという質問に対しては「いいえ」と「わからない」と回答した人の割合を合わせると、約 8 割という結果となり、「はい」と回答した人は約 13%と利用意向は限定的となっています。成年後見制度については、制度を知ったうえで判断能力が低下した場合のことを考えていく必要があります、住民に対しての周知・啓発が今後一層重要になります。

8 成年後見制度の利用促進

(1) 基本方針

宮代町の高齢者・障害者に関する状況や成年後見制度に関する国の動向などを踏まえ、宮代町においても、成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるよう、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進に努めます。

(2) 施策

①成年後見制度の適切な利用を促進します

地域社会全体に、権利擁護とその手段である成年後見制度についての理解が得られるよう、成年後見制度に関する周知・普及啓発・理解促進などに取り組み、

住民に対しての情報提供に努めます。また、虐待事案への対応や身寄りのない人・身寄りに頼れない人の支援においては、町長申立てを行うなど適切に対応します。

②地域連携ネットワークの整備を図ります。

権利擁護支援が必要な人を把握し、相談に応じ、成年後見制度の利用に結びつけるために、地域における福祉・医療・法律・行政等の関係者が連携し、情報交換や情報共有を行い、協働できる体制として地域連携ネットワークの整備を図ります。

③中核機関を設置します

本人や関係者からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、支援の内容検討や支援の適切な実施にかかるコーディネートなどを行う中核機関を設置します。